

組合員 各位

続報

東京都遊技業協同組合

平成22年11月16日

東京都遊技業協同組合

理事長 原田 實

撤去遊技機明細書において記入ミスした場合の対応について

標記の件につきましては、去る11月12日(金)に、ご通知したところでございますが、連絡内容に不足の点がございましたので、再度、ご通知いたします。

「撤去遊技機明細書」の記載事項に誤りがあった場合は、「撤去遊技機明細書」を新たに作成し、所轄警察署で差し替えをお願いして下さい。万が一、所轄警察署で受理されなかった場合は、下記の通り運用して下さい。

記

「撤去遊技機明細書」の差し替えを所轄警察署で受理されなかった場合の対応方法

1 販社への提出書類

(1) 撤去遊技機明細書(副)の写し(加筆訂正前)

(2) 撤去遊技機明細書(副)の写しの加筆訂正分(コピーでも可)

(注) 誤りのある撤去遊技機明細書を複数回使用する可能性がある場合には、加筆訂正した撤去遊技機明細書の原本を、自店で保管しておくことをおすすめします。

2 訂正等の方法(記入例を都遊協HPに掲載しております)

(1) 誤記入の場合

間違い箇所には取消線を引き、営業所欄の印鑑で訂正印を押印して正しい内容を記入(修正)する。

(2) 記入・押印漏れの場合

記入漏れ: 未記入欄に加筆し、当該欄に営業所欄の印鑑を押印する。

押印漏れ: 営業所欄・割印ともに通常的位置に押印する。

(注) 撤去遊技機明細書に記入ミスが見つかった場合や、訂正方法についてご不明な点がある場合には、取引をされている販社にご相談ください

3 運用開始時期

本年11月1日以降の各地区遊商及び回胴遊商申請分から、本運用を開始しております。

(注) 「撤去遊技機明細書」は、新中古機流通制度の要となる書類ですので、正確に記入してください。特に撤去遊技機を特定する為の情報(型式名や製造番号等)については、検定通知書等を確認して正確に記入し、誤りがないことをよく確認してから、所轄警察署に提出してください。